



許可番号 03725001663

産業廃棄物処分業許可証

住所 香川県丸亀市飯山町東坂元3150番地9

氏名 丸福工業株式会社
代表取締役 永井道義

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条の2第1項~~ 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

香川県知事 浜田 恵造



複写無効

許可の年月日 平成30年2月15日

許可の有効年月日 平成35年2月3日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（焼却処分、破碎処分に限る。）業

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

焼却処分：①汚泥②廃油③廃プラスチック類④紙くず⑤木くず⑥繊維くず（ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。）以上

自動車等破碎物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

破碎処分：①廃プラスチック類②木くず③繊維くず④金属くず（ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおりとし、③にあつては廃畳に限り、①及び④にあつては廃畳に付随するものに限る。）以上

自動車等破碎物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面記載のとおり

3. 許可の条件

(1) 上記の中間処理施設又はそれらの設置場所を変更する場合は、あらかじめ香川県知事の承認を得ること。

(2) 焼却施設から排出される排出ガス中のばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）について、定期的に測定を行い、その結果を香川県知事に報告すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

裏面記載のとおり

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 存 ・ 無

以 下 余 白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 種類及び数量：木くず又はがれき類の破碎施設 1基

設置場所：香川県丸亀市飯山町東坂元字城山3150番9 以上

処理能力：80 t/日 (8時間)

設置年月日：平成5年1月10日

(2) 種類及び数量：産業廃棄物の焼却施設 1基

設置場所：香川県坂出市府中町字額谷3307番3、3307番15 以上

処理能力：混焼 30 t/日 (24時間)

専焼 汚泥 1.2 t/日 (24時間)

廃油 0.684 t/日 (24時間)

廃プラスチック類 14.64 t/日 (24時間)

許可年月日：平成25年3月15日

許可番号：15-5-014

4. 許可の更新又は変更の状況

平成15年2月4日 (当初許可)

平成20年2月26日 (更新許可)

平成21年4月13日 (変更許可)

平成25年2月25日 (更新許可)

平成26年5月23日 (変更許可)

平成30年2月15日 (更新許可)

以下 余 白